



- 少し前に「大手企業で従業員の副業が解禁」されたというニュースが報道されていました。しかし、会社の指揮命令権が及ぶのは始業時刻から終業時刻までですので、その時間外であるプライベートな時間の使い方まで制限することができるのでしょうか？今回は、副業について考えてみたいと思います。

## 社員の兼業・副業に対する考え方

- 憲法22条1項「職業選択の自由」には、労働時間以外の時間をどのように利用するかは原則として社員の自由である以上、社員が労働時間以外の時間を兼業(副業)に利用することも原則として社員の自由に委ねられるべきものであるとしています。
- 政府の見方としても、働き方改革で労働者の様々な働き方の改善、多様性を推奨している中、兼業(副業)を原則容認する方針を示し始めています。
- 就業規則に兼業(副業)禁止規定を設けていても、社員の兼業(副業)を全面的に禁止することはできません。判例から見ても、社員の兼業(副業)については、理論上は、実務上の原則禁止の取り扱いとは異なり原則自由であって、具体的な支障がある場合に限りて制限できるという解釈です。マンナ運輸事件(京都地裁 平24.7.13判決)

## 兼業・副業に関するQ&A

**Q プライベートで運営しているブログでのアフィリエイト広告での収入は兼業(副業)に該当するとして禁止できますか？**

A 兼業(副業)に該当するとして禁止することはできません。

原則は、社員の事由に委ねられるものですが、社員の兼業(副業)が企業の秩序に不当な影響を及ぼす場合や労務提供に格別の支障を生じさせる場合、禁止や制限をすることができます。

**Q 育児休業中の社員が兼業(副業)禁止規定に違反しアルバイトをしていた場合、懲戒処分できますか？**

A 原則として懲戒処分できません。

育児休業とは、その要件を満たす社員が申し出を行えば、使用者は拒否することができないとされています。また、国会での政府の見解としては、一方的意思表示によって労働義務の消滅という法的効力を生ぜしめる形成権であるとしています。

しかし、育児休業中のアルバイトが不正な競業に当たる場合や営業機密の不正な使用・開示を伴う場合、またはアルバイトの態様が企業の社会的信用を傷つける場合には禁止することができ、このような禁止に違反した場合には、懲戒処分を行うことも可能と考えられます。



- 従業員のプライベートな時間の使い方について、会社が制限をすることができません。しかし、競合企業の勤務や、副業としてふさわしくない仕事に就かれてた場合に備え、「秘密保持に関する誓約」や「時間外であっても、自社としてふさわしい行動を取る」旨の通知を出す等は必要と考えられます。
- 尚、副業は原則自由ですが、通常の業務に支障が出てくる程の副業となると、解雇できるとする裁判例もあります。(小川建設事件 東京地裁 昭57.11.19判決)



## ～ 年に一度のお手続き ～

### 労働保険(年度更新)

- ❑ 労働保険(労災保険と雇用保険を総称した呼び方)は、4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「保険年度」といいます。)を単位として毎年、更新手続きを行う制度です。
- ❑ この年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。
- ❑ 手続きが遅れると、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課すことがあります。

### 社会保険(算定基礎届(=定時決定))

- ❑ 健康保険や厚生年金保険の被保険者が実際に受ける報酬と、すでに決められている標準報酬月額とが、大きくかけ離れないように、毎年1回、事業所に使用される被保険者の報酬月額を届け出て、各被保険者の標準報酬月額を決定します。これを「定時決定」といい、その届出を「算定基礎届」といいます。
- ❑ 算定基礎届は、原則として7月1日～7月10日までに提出します。

## ～ 今月のおすすめ ～

### キャベツの焼くだけステーキ

【50文字で言うと…】

キャベツを8分の1程度に切ってフライパンで焦げ目がつく程度に焼き、味付けします。

【材料】2人前程度

キャベツ 半玉くらい  
粉チーズ あれば適量  
(あれば) ベーコン少し  
↳ 写真では使ってません

【調味料】

わかめふりかけ (別に他の味でも)  
オリーブオイル 大3～4

【もうちょっと詳しく】

キャベツは芯を中心に好きなサイズにカットします。(芯を残さないと、焼いたときにバラバラ事件になります)オリーブオイルには事前にふりかけを混ぜておき、キャベツに焼き色が付いたら上から回しかけます。その後、ひっくり返して反対側も焼いたら、お皿に並べて粉チーズをふりかければ出来上がり♪ふりかけの味のみですがお好みで塩コショウを加えてください。

ダイエット食にもおすすめ・・・!かなり満腹感あります。まあビール飲んじゃうんで同じですけどね・・・(^ ^)v

ビール好き女子担当  
のゆるゆるちょっと  
おつまみ。



### ★おすすめ書籍のご紹介★

「グロービスMBAクリティカル・シンキング 改訂3版」グロービス経営大学院著

あまり聞きなれない言葉だと思います。このクリティカル・シンキングとは簡単に言うとロジカル・シンキング(論理的思考)とほぼ同意語です。

なぜこの書籍では、ロジカル・シンキングではなく敢えてクリティカル・シンキングという言葉を使うかについては、「論理的に考えていけば正しい1つの答えに収斂するはず」という思い込みを排除し、この論理的正しさを意識すること以上に、物事を客観的にどう見ることがより妥当かを考え続ける姿勢が重要だという意味が込められています。

クリティカル・シンキングの3つの基本姿勢は「目的は何かを常に意識する」、「自他に思考のクセがあることを前提に考える」、「問い続ける」とあります。これまで自分が相手に何かを伝えるときはどうだったか、上手く伝わらないときは何が問題だったのかと考えさせられました。「自他に思考のクセがあることを前提に考える」という言葉から、一つのことについて議論する際には相手と前提を同じ状態で話を展開していくことが大切だと気付かされました。この書籍では他にも考え方のテクニックが載せられています。自分の考え方、伝え方を見直すための一冊です。



### 社会保険労務士法人アイプラス 代表社員 社会保険労務士 今井洋一

TEL : 03-3791-1181 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@sr-plus.co.jp  
受付時間 9:30～18:00 (土日祝日および弊社休日を除く) <http://sr-plus.co.jp/>

引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただきます!  
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、お手数ですがご連絡をお願い申し上げます。